

市電定期券の全線利用化と料金改定等に関するご質問とご回答

平成30年1月11日更新

区分	番号	ご質問	ご回答
全線利用化に関すること	1	全線利用できる定期券は、いつから購入できるのですか。	平成30年1月4日(木)から各乗車券発売所にて販売いたします。
	2	定期券で市電の全線利用ができるのは、大人だけですか。	通学定期券(小児)でも市電の全線がご利用いただけます。 ※「大人」:中学生以上をいいます。 ※「小児」:小学生以下をいいます。
	3	現在の定期券で、平成30年1月1日以降は、全線利用できるのですか。	現在、お持ちの通勤定期券若しくは通学定期券は、必要とする区間や系統(鹿児島中央駅前経由・騎射場経由)をご指定のうえ購入いただいております。 よって、平成30年1月1日以降も、現在、お持ちの定期券の有効期間内は、これまでと同様に、必要とする区間、系統のみでご利用いただけますが、全線利用はできません。
	4	年内に購入した定期券が平成30年1月以降も有効期間がありますが、この定期券で全線利用できるようにするためには、どのようにすればいいのですか。	全線利用をご希望の場合は、現在、所有いただいている有効期間内の定期券について、払戻し手続き後、新たに全線利用ができる通勤定期券若しくは通学定期券をご購入いただく必要があります。 【払戻し手続きに関するお願い】 ・払戻し手続きに当たっては、払戻し手数料(520円)をご負担いただくこととなります。 ・定期券と窓口にて手続きに来られる方の印鑑又は身分の確認できる書類(学生証、生徒手帳、運転免許証、健康保険証など)をご持参いただく必要があります。 ・払戻し額の計算に当たっては、有効期間の初日から払戻しの手続きがあった日までの実有効日数を使用済期間として、一日に2回乗車いただいたものとして、「その乗車回数×基準運賃」を定期料金から差し引いた残額を払戻しさせていただきますので、使用済期間によっては、計算上、残額が生じない場合がございますので、ご了承願います。 【ご検討いただきたいこと】 ・現在の定期券の有効期間が平成30年1月以降もある方で、全線利用をご希望の場合、市電のご利用に差し支えなければ、現在お持ちの定期券の有効期間内は、券面に表示される区間内でご利用いただき、有効期限の翌日から全線利用できる定期券をご購入いただくことをご検討ください。

料金改定に関する事	5	料金が変わるのは市電の定期料金だけですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の料金改定は、<u>市電の大人の定期料金を改定させていただきます。</u> ・<u>通学(小児)や身障者等の定期料金の改定はありません。</u> ・<u>普通料金(回数券)の改定もありません。</u>
	6	市バスの定期料金も変わるのですか。	<u>市バスの定期料金の改定はありません。</u>
	7	市電定期券の主な料金改定の内容(計算方法)を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期料金の算出基礎となる金額を現行の普通料金(170円)に改定させていただきます。 【改定の内容】(1か月定期券の場合) ○通学定期券(大人) [現行]160円×2回×30日×0.5=4,800円 [改定後]170円×2回×30日×0.5=5,100円 ○通勤定期券 [現行]160円×2回×30日×0.7=6,720円 [改定後]170円×2回×30日×0.7=7,140円
	8	市電の定期料金は、いつから変わるのですか。	平成30年1月1日から改定させていただきます。
	9	料金が変わった後の定期券は、いつから購入できるのですか。	平成30年1月4日(木)から各乗車券発売所にて販売させていただきます。
	10	現在、所有している定期券は、料金が変わる前に購入したのですが、1月1日以降は使用できなくなるのですか。使用するためには差額分を払わなくてはなりませんか。	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定前(年内)にご購入いただいた定期券は、平成30年1月1日以降も、定期券の有効期間内は、<u>券面に表示される区間について、改定後の料金との差額のご負担なくご利用いただけます。</u> ・券面に表示される区間以外の区間までご利用の場合につきましては、これまでどおり、区間外の料金をご負担いただくこととなります。
	11	市電の全線利用ができる定期券と必要とする区間の場合、定期料金が違うのですか。	全線利用できる定期券も必要とする区間の場合も、定期料金は同額となります。

料金改定に関する事	12	市バスから市電の乗継定期券を所有していますが、料金改定後の乗継(乗換)定期券の取扱いについて教えてください。	<p>○市バス・市電ともに必要とする区間で購入する場合 これまでどおり、市バスから市電の乗継定期券の購入が可能で、双方の定期料金から10%を割引いた金額で購入いただけます。</p> <p>○市バスは必要とする区間・市電は全線で購入する場合 乗継(乗換)割引は、市バス・市電ともに必要とする区間で購入いただく場合に適用されます。</p> <p>よって、市バスは必要とする区間、市電は全線利用をご希望の場合は、乗継割引の適用はありません。</p> <p>また、市バス・市電ともに必要とする区間で乗り継ぐ場合は、1枚の定期券で利用できますが、市バスは必要とする区間、市電は全線利用をご希望の場合は、市バス、市電のそれぞれの定期券、計2枚を所有いただくこととなります。</p>
シニア定期券に関する事	13	シニア定期券はいつから購入できますか。	<p><u>平成30年1月4日(木)から各乗車券発売所にて販売いたします。</u></p> <p>※発売所で新規に購入する場合、継続して購入する場合ともに、<u>有効期間の初日の14日前から購入</u>できます。</p> <p>※満65歳とともに、「シニア定期券」をお求めのお客様は、<u>満65歳を迎える誕生日の14日前から購入</u>できます。</p>
	14	シニア定期券の購入要件を教えてください。	<p>満65歳以上の方なら、年齢、お住まいに関わらず、どなたでも購入できます。</p>
	15	シニア定期券購入の際に、必要なものを教えてください。	<p>・年齢の確認ができるもの(運転免許証・健康保険証など)が必要になります。</p>
	16	シニア定期券購入には、定期料金だけの負担でいいのですか。	<p>定期券ご購入の際に、定期料金とは別にデポジット代の500円をご負担いただくこととなります。</p>